

令和5年度所定疾患施設療養費算定状況 (令和5年4月~令和6年3月)

※厚生労働省の規程に基づき、下記の通り所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

病名	件数	延日数
尿路感染症	50	273
肺炎	9	65
蜂窩織炎	4	29
帯状疱疹	0	0

※参考 算定要件

- ①所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に月一回に限り算定するものである。
- ②所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- ③所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおり。
 - イ、肺炎
 - ロ、尿路感染症
 - ハ、帯状疱疹
 - ニ、蜂窩織炎
- ④算定する場合にあつては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容を診療録に記載しておくこと。
- ⑤当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

社会医療法人黎明会
介護老人保健施設 和佐の里
施設長 尾崎 充